

Appeal form

The appeal against the decision of the prevention counsellor-doctor in occupational medicine may be lodged on the accompanying form, fully completed, dated and signed by the worker. This form must be sent by registered mail to the medical labour inspector, whose address is stated below.

Address of the medical labour inspector (1):

- Ist Directorate of the Medical Labour Inspectorate: Theaterbuilding, Italiëlei 124 – box 80, 2000 Antwerp
- IInd Directorate of the Medical Labour Inspectorate: Belliardstraat 51, 1040 Brussels
- Vth Directorate of the Medical Labour Inspectorate: St. Lievenslaan 33 B (4th floor), 9000 Ghent.

Address of the External Services for Prevention and Protection at Work (2):

(1) The prevention-medical inspector of labour is obliged to draw a line through the unnecessary addresses.

(2) The prevention-medical inspector of labour is obliged to complete if applicable.

APPENDIX II – 3rd part

Appeal form

Registered

Date

To the medical labour inspector
Medical Inspectorate

.....
.....

RE: Appeal against the decision of the prevention counsellor-doctor in occupational medicine
Service for prevention and protection at work:

.....
.....
.....

Employer:

.....
.....
.....

Attention: the medical labour inspector,

After having taken cognizance of the decision, dated and served on me by the prevention counsellor-doctor in occupational medicine related to the abovementioned service for prevention and protection, I inform you that I lodge an appeal against that decision.

I have requested Dr, at to send you the medical findings s/he is of the opinion are to be formulated regarding my case.

Signature,

Surname:

First name:

Personal address:

[APPENDIX III**European schedule of occupational diseases**

(Article 94 of the Royal Decree of 28 May 2003 on the health surveillance of workers)

Part I. European schedule of occupational diseases

1. Diseases caused by the following chemical agents

100	Acrylonitrile
101	Arsenic or compounds thereof
102	Beryllium (glucinium) or compounds thereof
103.01	Carbon monoxide
103.02	Carbon oxychloride
104.01	Hydrocyanic acid
104.02	Cyanides and compounds thereof
104.03	Isocyanates
105	Cadmium or compounds thereof
106	Chromium or compounds thereof
107	Mercury or compounds thereof
108	Manganese or compounds thereof
109.01	Nitric acid
109.02	Oxides of nitrogen
109.03	Ammonia
110	Nickel or compounds thereof
111	Phosphorus or compounds thereof
112	Lead or compounds thereof
113.01	Oxides of sulphur
113.02	Sulphuric acid
113.03	Carbon disulphide
114	Vanadium or compounds thereof
115.01	Chlorine
115.02	Bromine
115.04	Iodine
115.05	Fluorine or compounds thereof
116	Aliphatic or alicyclic hydrocarbons derived from petroleum spirit or petrol
117	Halogenated derivatives of the aliphatic or alicyclic hydrocarbons
118	Butyl, methyl and isopropyl alcohol
119	Ethylene glycol, diethylene glycol, 1,4-butanediol and the nitrated derivatives of the glycols and of glycerol
120	Methyl ether, ethyl ether, isopropyl ether, vinyl ether, dichloroisopropyl ether, guaiacol methyl ether and ethyl ether of ethylene glycol
121	Acetone, chloroacetone, bromoacetone, hexafluoroacetone, methyl ethyl ketone, methyl n-butyl ketone, methyl isobutyl ketone, diacetone alcohol, mesityl oxide, 2-methylcyclohexanone
122	Organophosphorus esters
123	Organic acids
124	Formaldehyde
125	Aliphatic nitrated derivatives
126.01	Benzene or counterparts thereof (the counterparts of benzene are defined by the formula C_nH_{2n-6})
126.02	Naphthalene or naphthalene counterparts (the counterpart of naphthalene is defined by the formula C_nH_{2n-12})
126.03	Vinylbenzene and divinylbenzene
127	Halogenated derivatives of the aromatic hydrocarbons
128.01	Phenols or counterparts or halogenated derivatives thereof
128.02	Naphthols or counterparts or halogenated derivatives thereof
128.03	Halogenated derivatives of the alkylaryl oxides
128.04	Halogenated derivatives of the alkylaryl sulfonates
128.05	Benzoquinones

- 129.01 Aromatic amines or aromatic hydrazines or halogenated, phenolic, nitrified, nitrated or sulfonated derivatives thereof
- 129.02 Aliphatic amines and halogenated derivatives thereof
- 130.01 Nitrated derivatives of aromatic hydrocarbons
- 130.02 Nitrated derivatives of phenols or their counterparts
- 131 Antimony and derivatives thereof
- 132 Nitric acid esters
- 133 Hydrogen sulphide
- 135 Encephalopathies due to organic solvents which do not come under other headings
- 136 Polyneuropathies due to organic solvents which do not come under other headings

2. Skin diseases caused by substances and agents not included under other headings

- 201 Skin diseases and skin cancers caused by:
 - 201.01 Soot
 - 201.02 Tar
 - 201.03 Bitumen
 - 201.04 Pitch
 - 201.05 Anthracene or compounds thereof
 - 201.06 Mineral and other oils
 - 201.07 Crude paraffin
 - 201.08 Carbazole or compounds thereof
 - 201.09 By-products of the distillation of coal
- 202 Occupational skin ailments caused by scientifically recognised allergy-provoking or irritative substances not included under other headings

3. Diseases caused by the inhalation of substances and agents not included under other headings

- 301 Diseases of the respiratory system and cancers
 - 301.11 Silicosis
 - 301.12 Silicosis combined with pulmonary tuberculosis
 - 301.21 Asbestosis
 - 301.22 Mesothelioma following the inhalation of asbestos dust
 - 301.31 Pneumoconioses caused by dusts of silicates
- 302 Complication of asbestos in the form of bronchial cancer
- 303 Broncho-pulmonary ailments caused by dusts from sintered metals
- 304.01 Extrinsic allergic alveolites
- 304.02 Lung diseases caused by the inhalation of dusts and fibres from cotton, flax, hemp, jute, sisal and bagasse
- 304.04 Respiratory ailments caused by the inhalation of dust from cobalt, tin, barium and graphite
- 304.05 Siderosis
- 305.01 Cancerous diseases of the upper respiratory tract caused by dust from wood
- 304.06 Allergic asthmas caused by the inhalation of substances consistently recognised as causing allergies and inherent to the type of work
- 304.07 Allergic rhinitis caused by the inhalation of substances consistently recognised as causing allergies and inherent to the type of work
- 306 Fibrotic diseases of the pleura, with respiratory restriction, caused by asbestos
- 307 Chronic obstructive bronchitis or emphysema in miners working in underground coal mines
- 308 Lung cancer following the inhalation of asbestos dust
- 309 Broncho-pulmonary ailments caused by dusts or fumes from aluminium or compounds thereof
- 310 Broncho-pulmonary ailments caused by dusts from basic slags

4. Infectious and parasitic diseases

- 401 Infectious or parasitic diseases transmitted to man by animals or remains of animals
- 402 Tetanus
- 403 Brucellosis
- 404 Viral hepatitis
- 405 Tuberculosis

- 406 Amoebiasis
 407 Other infectious diseases caused by work in disease prevention, health care, domiciliary assistance and other comparable activities for which a risk of infection has been proven

5. Diseases caused by the following physical agents:

- 502.01 Cataracts caused by heat radiation
 502.02 Conjunctival ailments following exposure to ultraviolet radiation
 503 Hypoacusis or deafness caused by noise
 504 Diseases caused by atmospheric compression or decompression
 505.01 Osteoarticular diseases of the hands and wrists caused by mechanical vibration
 505.02 Angioneurotic diseases caused by mechanical vibration
 506.10 Diseases of the periarticular sacs due to pressure
 506.11 Pre-patellar and sub-patellar bursitis
 506.12 Olecranon bursitis
 506.13 Shoulder bursitis
 506.21 Diseases due to overstraining of the tendon sheaths
 506.22 Diseases due to overstraining of the peritendineum
 506.23 Diseases due to overstraining of the muscular and tendonous insertions
 506.30 Meniscus lesions following extended periods of work in a kneeling or squatting position
 504.40 Paralysis of the nerves due to pressure
 506.45 Carpal tunnel syndrome
 507 Miner's nystagmus
 508 Diseases caused by ionizing radiation

Part II. Additional list of diseases suspected of being occupational in origin which should be subject to notification and which may be considered at a later stage for inclusion in Annex I to the European schedule;

2.1 Diseases caused by the following agents:

- 2.101 Ozone
 2.102 Aliphatic hydrocarbons other than those referred to under heading 1.116 of Annex I
 2.103 Diphenyl
 2.104 Decalin
 2.105 Aromatic acids – aromatic anhydrides or their halogenated derivatives
 2.106 Diphenyl oxide
 2.107 Tetrahydrophurane
 2.108 Thiopene
 2.109 Methacrylnitrile
 Acetonitrile
 2.111 Thioalcohols
 2.112 Mercaptans and thioethers
 2.113 Thallium or compounds thereof
 2.114 Alcohols or their halogenated derivatives not referred to under heading 1.118 of Annex I
 2.115 Glycols or their halogenated derivatives not referred to under heading 1.119 of Annex I
 2.116 Ethers or their halogenated derivatives not referred to under heading 1.120 of Annex I
 2.117 Ketones or their halogenated derivatives not referred to under heading 1.121 of Annex I
 2.118 Esters or their halogenated derivatives not referred to under heading 1.122 of Annex I
 2.119 Furfural
 2.120 Thiophenols or counterparts or halogenated derivatives thereof
 2.121 Silver
 2.122 Selenium
 2.123 Copper
 2.124 Zinc
 2.125 Magnesium
 2.126 Platinum
 2.127 Tantalum
 2.128 Titanium
 2.129 Terpenes

- 2.130 Boranes
 - 2.140 Diseases caused by inhaling nacre dust
 - 2.141 Diseases caused by hormonal substances
 - 2.150 Dental caries associated with work in the chocolate, sugar and flour industries
 - 2.160 Silicium oxide
 - 2.170 Polycyclic aromatic hydrocarbons which do not come under other headings
 - 2.190 Dimethylformamide
- 2.2 Skin diseases caused by substances and agents not included under other headings
- 2.201 Allergic and orthoallergic skin ailments not recognised in Annex I
- 2.3 Diseases caused by inhaling substances not included under other headings
- 2.301 Pulmonary fibroses due to metals not included in the European schedule
 - 2.303 Broncho-pulmonary ailments and cancers associated with exposure to the following:
 - soot
 - tar
 - bitumen
 - pitch
 - anthracene or compounds thereof
 - mineral and other oils
 - 2.304 Broncho-pulmonary ailments caused by man-made mineral fibres
 - 2.305 Broncho-pulmonary ailments caused by synthetic fibres
 - 2.307 Respiratory ailments, particularly asthma, caused by irritants not listed in Annex I
 - 2.308 Cancer of the larynx following the inhalation of asbestos dust
- 2.4 Infectious and parasitic diseases not described in Annex I
- 2.401 Parasitic diseases
 - 2.402 Tropical diseases
- 2.5 Diseases caused by physical agents
- 2.501 Avulsion due to overstraining of spinous processes
 - 2.502 Disc-related diseases of the lumbar vertebral column caused by the repeated vertical effect of whole-body vibration
 - 2.503 Nodules on the vocal chords caused by sustained work-related vocal effort (*RD of 27 December 2004*)]

[APPENDIX IV

Notice of Occupational Diseases

Application of Article 61 of the coordinated Acts on the prevention of occupational diseases and the compensation of health damage pursuant occupational diseases, of Article 95 of Royal Decree of 28 May 2003 on the health surveillance of workers and of Article 64ter of the general regulations on the health and hygiene of the workers in the mines, surface mines and sand quarries.

1. WORKER
 - 1.1 Surname:* First Name:*
 - 1.2 NOSS number:*

2. EMPLOYER
 - 2.1 Name or trade name:*
 - 2.2 CBE number:*

3. TYPE OF DISEASE*
 - 3.1 Occupational disease appearing on the list of compensational occupational diseases
(Art. 30 of the coordinated Acts on the prevention of occupational diseases and the compensation of health damage resulting from them)
Disease: Code:
 - 3.2 Disease **NOT** appearing on the list of compensational occupational diseases
(Art. 30 of the coordinated Acts on the prevention of occupational diseases and the compensation of health damage resulting from them)
 - 3.3 Work-related disease
(Art. 62bis of the coordinated Acts on the prevention of occupational diseases and the compensation of health damage resulting from them)
Disorder
 - 3.4 Case of susceptibility or first symptoms
Disease/disorder:

4. NATURE OF EXPOSURE
 - 4.1 Data relating to employment
 - 4.1.1 Business sector:* NACE:
 - 4.1.2 Employed in the section:
 - 4.1.3 Description of the professional activity performed:*
 - 4.2 Presumed cause of the disease or disorder* (agent, product, posture, movement, other)
.....
 - 4.3 No exposure with current employer
Explanation:

5. PREVENTION COUNSELLOR-LABOUR MEDICAL OFFICER SUBMITTING THIS NOTICE
 - 5.1 Surname:* First name:*
 - 5.2 Correspondence address: Street:* Number:*
 - Postcode:* Municipality:*
 - 5.3 Telephone/ Mobile phone: e-mail address:
 - 5.4 Connected to internal prevention service
 external prevention service – Name
 - 5.5 Date:*/...../.....
 - 5.6 Signature:*

* *Mandatory field or one of the fields under the relevant point.*

In application of Article 61bis of the coordinated Acts on the prevention of occupational diseases and the compensation of health damage resulting from them, the doctor of the Fund for occupational diseases informs the prevention counsellor-doctor in occupational medicine of the outcome resulting from his/her notice

(RD of 26 April 2009)]

労働者の健康監視に関する王室法令 2003年5月28日
(ベルギー官報 2003年6月16日)

- 修正：(1) 王室法令 2004年7月4日 (ベルギー官報 2004年8月3日)
(2) 研修生保護に関する王室法令 2004年9月21日 (ベルギー官報 2004年10月4日)
(3) 王室法令 2004年12月27日 (ベルギー官報 2005年1月24日)
(4) 王室法令 2008年1月27日 (ベルギー官報 2008年3月3日)
(5) 王室法令 2009年4月26日 (ベルギー官報 2009年5月14日)

セクション1—適用範囲及び定義

第1条—この法令は、業務の遂行における労働者の福利に関する 1996年8月4日付法の第2条で言及されている、雇用者及び労働者並びに同種の者に適用される。

第2条—この法令の目的に当たり、以下の定義が各条項に適用される。

- 1 安全管理業務
モーター付運搬具、クレーン、ローラー式ブリッジ、巻き上げ機、または危険な設置作業を伴う機械・器具をコントロールして操作し、さらに武器を運ぶことが目的の作業が事業体や外部企業の労働者の安全や健康を脅かしかうる作業場。
- 2 監視強化業務
操業の常時監視が必要な工場において監督を実行している際の監視の欠如が、事業体や外部企業の労働者の安全や健康を脅かしかうる作業場。
- 3 特定のリスクを伴う作業
リスク分析の結果、下記事項が発生する作業または作業場。
 - a) 物理的・生化学的・化学的物質への暴露による、労働者の健康に対する特定可能なリスク。
 - b) 人間工学的な負担、または激しい労働や単調でスピードを要する作業による負担と労働者の肉体的または精神的作業によるストレスとの関連性をもつ作業。
 - c) 作業と労働者の精神的ストレスに対する特定可能なリスクとの関連性をもつ作業
- 4 食品に関連する作業
産地での消費や販売を目的とされており、汚染の可能性のある食品または物質の処理やそれとの直接の暴露を伴う作業。
- 5 リスク分析
労働における労働者の福利政策に関する王室法令 1998年3月27日の第8条規定のリスク分析。
- 6 リスク
作業場に労働者が配置されるか、または作業を実行することで、労働者が危険なものを使用する、またはそれにさらされることになることで、作業場もしくは作業に損害が発生する可能性。

- 7 作業場
労働者が作業をする場所、労働者が作業をする器具や設備の集まり、及び直接的な労働環境。
- 8 委員会
労働における予防及び保護のための委員会。委員会が存在しない場合は労働組合代表、労働組合代表が存在しない場合は、労働の実施における労働者の福利に関する 1996 年 8 月 4 日付法の第 53 条の各条項に基づき、労働者自身。
- 9 健康政策に関する王室法令
労働における労働者の福利政策に関する王室法令 1998 年 3 月 27 日。
- 10 法令
就業中の労働者の福利に関する 1996 年 8 月 4 日付法令

セクション 2—目的

第 3 条—労働者の健康監視の目的は、リスクを避けることによって労働者の健康を促進、維持することにある。このため、職業病医学予防カウンセラー／医師に下記事項を実施させるための防止策を確立する。

- a) 全ての人に対する雇用機会提供の促進をする。労働量を調整し、また就労能力が低い労働者のために、雇用者には作業方法の調整を、作業場には改善を提案する。
- b) 労働による病気及び作業に関連した病気の原因を短時間で明らかにする。
- c) り患の可能性が高い病気に関して労働者に告知し、アドバイスをする。
- d) 労働を起因とする病気及び作業に関連した病気に関するリスク要因の追跡及び調査に協力する。
- e) 健康状態からみて通常耐えることができない業務に労働者が雇用されないようにする。
- f) 伝染性の非常に高い病気にかかっている者、または他の労働者の安全性に危険をもたらす者が雇用されないようにする。
- g) 以下を考慮に入れ、健康診断に際して労働者の就労能力に関する判定を具体的に行う。
 - 1 当該労働者が実際に担当しているか、それとも担当することになる安全管理業務または監視強化業務で他の労働者の健康と安全を脅かす作業。
 - 2 当該労働者の健康に影響を与えうる特定のリスクを伴う作業
 - 3 食品に関連する作業

セクション 3—健康監視の適用及び実施に関する雇用者の義務

第 4 条—§1. 安全管理業務及び監視強化業務を担当し、特定のリスクを伴う作業、食品に関連する作業を実施する労働者に、義務化されている健康監視を保証し、またこの健康監視が法令の規

定に応じて実施されるよう雇用者は必要な対策をとるものとする。

§2. 労働者の健康監視は、職業病医学予防カウンセラー／医師との共同作業によって実施され、委員会の事前アドバイスに提出されたリスク分析の結果から不必要と見られる場合は、必須ではない。

§3. 医療労働監督署の医療労働監督官は、§1.及び2.で言及されている条項の適用から発生しうる争議を判定するものとする。

第5条-§1. 雇用者は、希望する労働者に対して、勤務時間中に自らの安全及び健康のリスクに関する健康監視を定期的に受けることができるよう必要な手段を講じるものとする。

この健康監視は、法令の規定に従って一定期間、職業病医学予防カウンセラー／医師によって実施されるものとする。

§2. 雇用者は、当該労働者の労働環境に原因を認められうる不快を訴える労働者が、正当に遅滞なく検査を受けられるよう、職業病医学予防カウンセラー／医師に即座に通知できる必要な手段を講じるものとする。

[§3. 雇用者は、義務化されている健康監視（王室法令 2004 年 7 月 4 日）の対象となっている労働者（王室法令 2008 年 1 月 27 日、またはそれ以外も含む）に対して定められている 4 週間以上の就労不能が見られた場合、職業病医学予防カウンセラー／医師に通知するために必要な手段を講じるものとする]

第6条-§1. 恒久的なリスク分析の結果に基づき、雇用者は雇用している全労働者に関する以下のリストを作成し、更新するものとする。

- 1 安全管理業務、監視強化業務、特定のリスクを伴う作業、食品に関連する作業のリスト。
- 2 健康監視の対象として義務付けられている労働者の氏名及び各労働者の氏名の横に、安全管理業務、監視強化業務、特定のリスクを伴う作業、または実際に扱っている食品に関連した作業のそれぞれの種類を付記した名簿
- 3 予防接種及びツベルクリンテストが義務化されている労働者の名簿
- 4 第5条§1.で言及されている従業員の名簿

これに加え、第1段落の1で言及されている具体的なリスクに対する個々の作業について、雇用者は物理的・化学的・生化学的原因の性質、または物理的あるいは精神的な労働に伴うストレスの種類、あるいは労働によって引き起こされた心理社会的なストレスのタイプを記述する。

§2. また、§1の2及び3にて言及されている名簿は、各労働者に関して以下を記述するものとする。

- 1) 姓名
- 2) 性別

3) 生年月日

4) 前回の必須健康診断日

これらの名簿は健康監視者名簿と呼ばれ、年次行動計画に添付されるものとする。

第7条 §1. 雇用者は、職業病医学予防カウンセラー／医師に、第6条§1.1で言及されている名簿を毎年提供するものとする。

予防カウンセラー／医師はこの名簿を精査し、定期的なリスクの分析結果と、自らが有益と判断する全てのデータに基づいて作成したレポートを文書にして、雇用者に助言を与えるものとする。雇用者はこれらの名簿を毎年、年次行動計画に加え、健康についての指針に関する王室法令第12条に規定されている期間に従って委員会に意見を求める。

§2.雇用者は、職業病医学予防カウンセラー／医師と委員会の同意を得られない限り、第6条§1及び§2で言及されている健康監視の名簿に氏名が登録されている労働者の氏名を1人として削除してはならず、名簿になんらかの修正を施してはならない。

意見の相違に際しては、雇用者は医療労働監督署の医療労働監督官の仲介を要求し、検査官がこの名簿を修正するかどうかを決定する。

第8条—§1. 委員会の全員一致による勧告のあと、雇用者は最低限年に1回、それぞれの予防カウンセラー／医師に、第6条§1.1で言及されている名簿のコピーを、更新の有無に拘らず提供するものとする。

§2. これらのリストを用い、職業病医学予防カウンセラー／医師は、労働者が対象となっている定期健康診断、新たな予防接種、ツベルクリンテストのため指定日に出席するよう雇用者を通じて招集し、また健康監視の対象となっている全ての労働者が、指定期間内に検査を間違いなく受けたかどうか確認する。予防カウンセラー／医師は、必要とあれば雇用者にこれを喚起させる。

第9条—第6条§1で言及されている名簿について、委員会は常時、職場内での予防及び保護を担当する部署において調査できる。健康監視を担当する職員は、業務遂行のため必要な名簿のコピーや抜粋を提出するよう要求することができる。

雇用者はこれらの名簿及びこの法令が施行される前に作成された名簿を、名簿の作成日より最低5年間は保持するものとする。名簿の保持は、書類でも電子形式媒体によっても実施できる。

第10条 雇用者は健康監視の対象となっている労働者に、彼らが受けなければならない予防健康診査、予防接種、ツベルクリンテストの目的と種類、及びそれらを受けるにあたって従わなければならない手順について、事前に告知するものとする。

第11条 雇用者は、定期健康診断ではない予防健康診査の対象である入社希望者及び労働者に、「労働者の健康監視要請」と題された書式を渡す。この書式は、職業病医学予防カウンセラー／医師に宛てられており、当法令に別紙Iとして付属している様式に準じるものである。雇用者はこれに必要事項を記入し、健康関連書類一式と共に保管するものとする。

職場における予防及び保護のための外部サービスと契約している雇用者は、労働者が予防健康診査の受診日を確定するために、健康監視の所轄部署に連絡を取り、その日程を労働者に通知する。

第12条-§1. 労働者は、第15条§1の第2段落で言及されている健康診査、予防接種、ツベルクリンテスト及び医療サービスを、就業時間内に受診するものとし、これらに費やされる時間は労働時間と見なされ、交通費は雇用者が負担する。

§2. 法令の条項及び第15条§1第2段落で言及されている医療サービスに関連して、職業病医学予防カウンセラー／医師が実施する予防活動の費用を労働者が負担することはあってはならない。

【§3. 復職や復職前の話し合いにおいて労働者が恒久的就労不能と判断されて、事前健康評価または健康評価の定めに従い、かかる労働者に対して、勤務時間外、または雇用契約の実施保留中または労働免除期間中に健康監視担当の事業体の課または部へ行くように要請することは決してあってはならず、そのようなことがあった場合には、職業病医学予防カウンセラー／医師の判断は無効となる。(王室法令2004年7月4日)】

§4. 労働大臣は、実施されている業務の性質を根拠とするか、または客観的かつ技術的な理由により前条項の適用が不可能となる場合、まず共同委員会の適切なアドバイスを得たあとで、特定のカテゴリーに属す雇用者に対し、§3で述べられている勤務時間に関する禁止事項の適用を除外することができる。

第13条- 当法令の条項に従って受診しなければならない予防健康診査を辞退した労働者、及び必須予防接種またはツベルクリンテストの対象となるにも関わらず、労働における生物製剤との暴露のリスクに対する労働者の保護に関する王室法令1996年8月4日添付の付表Vに準じて作成され、医師による署名のある証明証もしくは証明カードを持たない労働者は、復職できないか、それとも業務を継続できない場合がある。

第14条- 採用及び選考手続の期間中及び雇用手続の期間中、雇用者は法令に基づき職業病医学予防カウンセラー／医師が実施する以外のテストや健康診断を行ってはならない。特に、必須健康診断の対象である入社希望者や労働者の、それぞれの作業場の設備や特定のリスクを伴う作業に関する適性の判断以外を目的とした健康診断は行ってはならない。

セクション4- 予防活動及び職業病医学予防カウンセラー／医師の具体的業務

第15条-§1. 実施必須の予防活動は、予防健康診査、医療関係書類の作成、予防接種及びツベルクリンテストの実施を含む。

第1段落の適用外として、内外サービス機関の健康監視を所管する事業体の課または部は、当法令及びその行政命令以外の各種法令の医療サービスを実施する場合、かかる医療サービスを申し込んだ労働者のみを対象にこれらのサービスを実施する。セクション6の条項がこれらのサービスに適用される。

§2. 予防活動は、第3条で言及されている目的を達成しようとする場合のみ適用される。

第16条- 予防健康診査には以下を含む。

1. 事前健康診断

2. 定期健康診断

3.職場復帰時の健康診断

適用可能な場合は、以下もまた含まれる。

1.自発的な健康相談

2.継続的な健康監視

3.恒久的就労不能と診断された労働者で、復職を目的として行われる健康診断

4.健康監視の拡大

第 17 条 健康診断が予定される入社希望者または労働者の現在の健康状態に関する判定を検討するに当たって、職業病医学予防カウンセラー／医師は、自らが行った予防健康診査の結果、及び当該入社希望者または労働者が実施している、または実際に実施することになる安全管理業務、監視強化業務、特定のリスクを伴う作業、食品に関する作業に関して最新のリスク分析の結果を参考にする。

第 18 条—§1. 予防健康診査、予防接種及びツベルクリンテストは、リスク分析に関連する業務を共同で行った同一の産業医学予防カウンセラー／医師によって直接実施されるものとする。この職業病医学予防カウンセラー／医師は、看護スタッフまたは適切な訓練を受けたスタッフに自分の業務を補佐させることができる。

§2. この職業病医学予防カウンセラー／医師が、目的別検査やテスト、第 28 条で言及されている生化学的監視やレントゲン検査の実施を、適切な有資格の同職者とともに行う場合、予防カウンセラー／医師は、雇用者あるいは外部サービス機関の役員会が、予防カウンセラー／医師の了解を経て指定する医師、医療施設、医療機関からの検査結果の提供を速やかに受ける。

第 19 条—§1. 労働における予防及び保護を目的とする社内の職業病医学予防カウンセラー／医師が、休暇、疾病、事故その他の理由で業務を中断し、また、社内の健康管理を所管する部署がその職務を果たせず、法令が提示する予防措置を指定の期間内に実施できない場合、雇用者はその医師の代理となるものを指名しなければならない。

§2. 状況に応じて、代理の医師は最低でも代理となっている医師と同じ資格を持つものとする。代理の医師はまた、労働における予防及び保護を目的とする外部サービスに関する王室法令 1998 年 3 月 27 日第 25 条第 3 段落の規定を常に遵守しなければならない。

§3. 職業病医学予防カウンセラー／医師は、自分の代理となる医師が実施すべきことを雇用者に伝える。このため、予防カウンセラー／医師は上記条項を考慮に入れるものとする。職業病医学予防カウンセラー／医師は雇用者に候補となる医師に関する情報を十分に提供する。

第 20 条—§1. 職業病医学予防カウンセラー／医師は、自らの見解により個々の入社希望者や労働者に対して、予防健康診査の過程で明らかになった異常を通知する。

これらの検査の際に、職業病医学予防カウンセラー／医師は、入社希望者または労働者に対して、本人の健康状態から見て正当と思われる必要なアドバイスを行うものとする。

§2. 職業病医学予防カウンセラー／医師は、健康が損なわれていると判断した労働者に対しては、

担当医師と相談するよう要請する。労働者がこれに合意した場合、予防カウンセラー／医師は、担当医師に有益な全ての情報を提供する。

健康被害が業務と関連していると考えられる場合、職業病医学予防カウンセラー／医師は第 34 条で言及されている対策のいずれかを適用し、第 94 条に従って職業病の通知書を作成する。

§3. 必要に応じて、職業病医学予防カウンセラー／医師は、どの社会福祉事業団体や施設が援助や支援を提供するかについて、当該労働者に情報提供を行う。

第 21 条—職業病医学予防カウンセラー／医師は、労働における予防及び保護に関する委員会の任務及び計画に関する王室法令 1999 年 5 月 3 日第 25 条の条項に従って、関連事業体の委員会の会合に出席するものとする。

第 22 条 職業病医学予防カウンセラー／医師は、自らの業務の実施において事業体及び施設に自由に出入りができる。

職業病医学予防カウンセラー／医師は、全ての職場に出入りできる。

第 23 条 労働者の欠勤が健康上の理由によるものであるかどうかを職業病医学予防カウンセラー／医師が調べる際、妨げとなるものがいかなる場合にあってても存在してはならない。予防プログラムの効果測定、職業病の調査、リスクの特定、及び復帰に際し就労不能となった労働者への本人の事情に適した業務の提供を可能にするため、職業病医学予防カウンセラー／医師は、有益であると考えるときはいつでも、欠勤の理由になったと思われる状況と、当該労働者の健康状態に関して労働者の担当医に問い合わせを行う。

第 24 条—職業病の報告に関するセクション 8 の条項に従い、職業病医学予防カウンセラー／医師及びその補佐人は、職業上の守秘を強く義務付けられる。

第 25 条—職業病医学予防カウンセラー／医師が責を負うべき職業上の過失に関する苦情は、医療労働監督署の各医療ディレクターに報告され、苦情に基づく事実から明らかになったあと、医療ディレクターはベルギー医療協会に当該事項について報告する。

セクション 5. — 各種の健康診断

サブセクション 1. — 事前健康診断

第 26 条—雇用者は、以下の労働者に事前健康診断を受けさせるものとする。

- 1 安全管理業務、監視強化業務、特定のリスクを伴う作業、食品に関する作業を行うために雇用されている労働者
- 2 事業体または組織において別の職務を任命される労働者で、その後、安全管理業務、監視強化業務、特定のリスクを伴う作業、食品に関する作業に雇用されることになるも以前にそこで雇用されたことがないため、かかる業務または作業に初めて就く者

第 27 条—事前健康診断によって、職業病医学予防カウンセラー／医師は当該労働者の就労能力を判定し、当該労働者及び雇用者に以下の機会のいずれかにおいてこれを通知する。

- 1 第 26 条の 1 に言及されているケースにおいては、当該労働者が個々の業務または作業に実際に就く前。
- 2 第 26 条の 2 に言及されているケースにおいては、職業病医学予防カウンセラー／医師の判断により実際に変更されることを条件に、業務または作業の変更が実施される前。

第 1 段落である 1 の規定に関わらず、事前健康診断及び判定は、

- 1 1 ヶ月未満の研修期間中で、雇用契約に関する 1978 年 7 月 3 日付法の条項に準じて期間中にしかるべき理由がない場合、雇用契約を一方的に解除できない研修期間中、
- 2 あるいは雇用契約の締結前、この健康診断が採用及び選考過程の最終段階で、職業病医学予防カウンセラー／医師の判断により雇用契約が事実上有効となるときは、

同様に実施される場合がある。

第 28 条—§1. 事前健康診断は、最低限以下の事項を含む。

- 1 労働者の職業及び病歴の作成及び記録
- 2 一般的な健康状態に関する臨床検査及び関連する生体検査
- 3 作業場または作業に影響する異常性と禁忌の追跡調査

§2. この健康診断は、法令の実施に関して制定された細則に従い以下の追加項目によって補完される。

- 1 実施される作業への暴露や要件事項により検査する必要のある生理的システムに重点を置いた検査または機能的検査。選択する検査技術は、労働者の安全を保証する業務上の基準に合致しているもの。
- 2 信頼性及び有効性のある指標が使われる生物学的テストで、化学物質及びその代謝産物に関連があるか、または生化学物質に関連するもの。
- 3 リスク調査のために参照した暴露に基づく早発性あるいは可逆的影響に関する検査
- 4 胸部レントゲン検査—イオン酸化危険物質に対する住民、労働者、環境の保護に関する王室法令 2001 年 7 月 20 日第 51 条に示されている原則に準じ、事前実施の根拠がある場合。

第 29 条—職業病医学予防カウンセラー／医師は、第 26 条で言及されている入社希望者または労働者について、彼らが最近、検査を受けていた場合は、事前健康診断の一部または全てを免除できるが、それは以下を条件とする：

- 1 本人がそれらの結果を知らされていること。
- 2 それらが実施されてからの時間の経過が、同じ作業場に属するか、同じ作業を実施する労働者で健康監視の対象となっている労働者が行う定期健康診断の間隔より長くないこと。

サブセクション 2. 定期健康診断

第 30 条—雇用者は、安全管理業務、監視強化業務、特定のリスクを伴う作業、食品に関する作業を実施する労働者に、定期健康診断を受診させるものとする。

第 31 条—定期健康診断は、第 28 条§1、2 に記述されている事項を含むものとする。

第 32 条—職業病医学予防カウンセラー／医師の主導により、第 28 条の§2 で言及されている追加項目は、有効性及び信頼性に関して同じ結果をもたらす別の項目に代えることができる。

その場合、職業病医学予防カウンセラー／医師は、労働者の肉体的な負担に注意が払われており、また労働者の安全性を最大限に保証する項目を選択するものとする。

職業病医学予防カウンセラー／医師は、実施された作業の種別を後日、委員会に報告する。

第 33 条—§1.この定期健康診断は、異なる期間設定を定める他の特別な法令が当法令を執行するために制定される場合を除き、年に 1 回実施する。

§2. 職業病医学予防カウンセラー／医師が必要と認める場合、作業場あるいは作業の性質、労働者の健康状態、または当該労働者が特に危険度の高いグループに所属している場合、あるいは暴露の時間や大きさを変えうる出来事や事故などを理由に、診断実施の間隔を短縮することができる。

各定期健康診断の間における診断等の行為は、第 28 条§2 で言及されている追加的診断となる。これにより、職業病医学予防カウンセラー／医師が、ある労働者は自分の作業場に留まること、あるいは自分の作業を継続することは勧められないとする意見を持った場合、これらの診断は、職業病医学予防カウンセラー／医師がこの労働者に関する判断をする前に、一般的な臨床診断で補完されるものとする。

§3. 労働者の健康診断の結果からはリスクの実際の存在について不明と思われる場合は、職業病医学予防カウンセラー／医師は、定期健康診断の 1 年間の延長を提案できる。労働者の暴露を監視するためのシステムはその間に開始され、年度ごとに評価されるものとする。このシステムは、第 28 条§2. の 2 及び 3 で言及されている追加の診断を含む。

§4. 提案によって短縮もしくは延長された健康診断実施の間隔及び§3 で言及されている監視のために採用されたシステムの結果は、事前勧告のために委員会に提出され、医療労働監督署の医療労働監督官に報告される。

§5. 必要に応じて、医療労働監督署の医療労働監督官は職業病医学予防カウンセラー／医師により提案された診断実施の間隔を変更するか、または特定の労働者の定期健康診断に対して新たな健康診断実施の間隔を設定できる。

§6. 職業に関連する病気にかかっている労働者の診断が、第 28 条に規定されている診断を参照して適切に記述できない場合、当該労働者は、職業病医学予防カウンセラー／医師または医療労働監督署の医療労働監督官によって必要とみなされる個々の追加検査の対象となる。

第 34 条—§1. 定期健康診断の結果を根拠として、当該労働者の健康状態から必要とされる場合、職業病医学予防カウンセラー／医師は雇用者に、適切と思える個別または集団による予防・保護

対策の全てを提案するものとする。

§2.これらの対策は、以下を含む。

- 1 暴露対象への暴露の時間、大きさ、または頻度の減少、または負荷の削減
- 2 作業場または作業の再設計あるいは改正、及び／または作業方法及び／または労働条件の提案
- 3 適用されるべき一般的な予防・保護手段に関する訓練や情報の提供
- 4 同様の暴露を経験しているか、それとも同種の作業に雇用されている労働者の健康状態の診断
- 5 作業場あるいは作業の具体的なリスクに関してリスク分析を再度実施する。特に、新しい手法を用い、新しい製品を使用するか、それとも作業のペースを速めてリスク分析を行う。
- 6 第2条3で言及されている事項やストレスに労働者を暴露させないようにするか、当該労働者を作業場または実施している作業から一時的に異動させる。

労働者への対策は、職業病医学予防カウンセラー／医師の判断を定めているセクション6の条項に準じてとられるものとする。

委員会は、かかる集団的対策に関して報告を受ける。

サブセクション3.－職場復帰時の健康診断

第35条－安全管理業務、監視強化業務、特定のリスクを伴う作業、食品に関する作業において雇用されている労働者は、なんらかの病気、疾病、事故または出産のための休暇が4週間以上あった後に業務を再開する場合、健康診断を必ず受けなければならない。

職業病医学予防カウンセラー／医師が、疾病、病気あるいは事故の性質から必要と判断する場合は、短機関の休暇の後でもこの診断は実施されうる。

この診断は、最も早い時期では業務または業務開始の当日、または遅くとも業務開始以後8日目までになされるものとする。

第36条－当該労働者が以前に所属していた作業場、または実施していた作業において将来的にも作業を行うことができるのかについて職場復帰時の健康診断によって職業病医学予防カウンセラー／医師は確認し、就労能力がないと判断した場合は、適切な予防・保護対策をとることができる。

[第36条補遺－§1. 雇用者は、必須健康監視の対象となっている[王室法令2008年1月27日、またはそれ以外でも]全ての労働者に対して、4週間を超える労働不能状況があった場合、職場復帰に先立つ健康診断受診の権利があること、及び義務的な健康監視を受けなければならないことを伝えなければならない。これは、作業場の改善、執行されるべき条件を目的とするもので、§2の1及び2に要約されている。

§2. 4週間以上の労働不能状況があった場合、必須健康監視の対象となる労働者（王室法令 2008 年 1 月 27 日、またはそれ以外も含む）は、以下の条件を満たす場合、職場復帰に先立つ健康診断を要求できる。

- 1 労働者自身が、雇用者に書面による要求を提出して、自主的にこの受診について検討している。
- 2 雇用者から知らせを受けている職業病医学予防カウンセラー／医師が当該労働者の担当医のところにある医療書類を確認し、担当医と協議することを当該労働者が同意している。

§3. 雇用者が労働者からの要請を受ける時点で、§2.1 で言及されているように、雇用者は職業病医学予防カウンセラー／医師に通知し、当該労働者が職場復帰前に健康診断を受けられるようする。これは要請のあった日から 8 日以内に行われるものとする。

§4. §1 に言及されている職場復帰前の健康診断により、職業病医学予防カウンセラー／医師は当該労働者の健康状態及び当該労働者の作業場を調査した上で職場調整の提案をすることができる。これらの職場調整は特に、雇用者が当該労働者の職場復帰後、可能な限り速やかに作業に適応させるための、この作業場に関連するストレスの低減を目的とした作業場あるいは労働条件からなるものとする。

§5. 職業病医学予防カウンセラー／医師は、当該作業場の改善の可能性を探るため、可能な限り迅速に当該労働者の作業場を検査するものとする。

§6. 健康診断フォームの条項に関係なく、職業病医学予防カウンセラー／医師は、健康診断フォームの項目 F のみを記入することで、作業場や労働条件の改善に関する提案を作成することができる。

§7. 雇用者は、職場復帰前の健康診断にかかる交通費を労働者に支払うものとする。（王室法令 2004 年 7 月 4 日）

サブセクション 4. - 自発的な健康相談

第 37 条—健康監視の対象である場合でも、そうではない場合においても、全ての労働者は、健康に関する王室法令第 9 条に言及されている、不適當な予防手段がとられていたためであると考えられる健康に関する苦情について、職業病医学予防カウンセラー／医師に速やかに相談する権利を有する。このような状況が発生した場合、職業病医学予防カウンセラー／医師はこの健康診断について自らの判断によって確認する。なお、この判断には、健康監視の実施に関する全ての条件が関連する。

サブセクション 5. - 健康監視の継続

第 38 条—§1. 雇用者は、当法令の実施に関する特例で言及されているケースにおいて、生化学的、物理的、化学的物質に暴露した労働者が、暴露終了後も彼らの健康状態について健康管理を確実に受け続けられるために必要な対策をとらなければならない。

§2. この管理は、必要な特定機能検査とテストの全てを含み、労働者の健康状態及び暴露状況に関連する。

§3. 個々の労働者が、暴露の対象を有する事業体の従業員である場合、健康監視の継続の費用は雇用者の負担となる。

§4. 個々の労働者が事業体の従業員ではない場合、健康監視の継続は、1970年6月3日に調整された、労働に伴う疾病の補償及び予防に関する法で規定されている詳細ルールの条件に従って職業病基金によって補償される。

雇用者は、どの労働者が健康監視の継続の対象となるのかについて遅滞なく基金に報告するものとする。

§5. 医療労働監督署の医療労働監督官は、必要と判断する場合、健康監視の継続を課すことができる。

サブセクション 6.—恒久的に就労が不可能となった労働者の復職における健康診断

第 39 条—労働者が提示する担当医が、労働者は病気または事故のため、雇用契約上の業務を実施するには恒久的就労不能であると明言した場合、この労働者は健康監視の対象となっているかどうかに関わらず、復職の手続きを進める権利を有する。

このため、当該労働者は書留郵便によって雇用者に復職の依頼を提出するものとし、書簡には担当医の証明書を同封する。

第 40 条—雇用者は、労働者からの要請を受け次第、第 11 条で言及されている「労働者の健康監視要請」の書式を労働者に提出するものとする。

この書式は職業病医学予防カウンセラー／医師のために用意されており、職業病医学予防カウンセラー／医師は、当該労働者を診断してアドバイスを与え、セクション 6 で言及されている事項と同様の条件に従い判断を行う。

第 41 条—職業病医学予防カウンセラー／医師は、第 48 条に言及されている健康診断フォームの項目 C に以下を記述する。

- 雇用契約上の作業の継続が十分に可能であるかどうか
- または、当該労働者は、職業病医学予防カウンセラー／医師が決定するいくつかの調整を前提とすれば、雇用契約上の作業を実施できるかどうか
- または、当該労働者は、可能な場合、職業病医学予防カウンセラー／医師が決定する必要な調整及び条件を前提とするならば、別の職務を実施できるかどうか
- または、当該労働者に恒久的就労不能の状態があるかどうか

雇用者は客観的にも技術的にも、調整した作業または別の作業の提供が不可能であること、または正当な根拠からこれを要求することはできないと考える場合は、職業病医学予防カウンセラー／医師にその旨を連絡する。

サブセクション 7.—健康監視の拡大

第 42 条—職業病医学予防カウンセラー／医師の主導で、雇用者または労働者の代表は、委員会の勧告により、またリスク分析の結果に基づき、健康監視が義務化されている労働者の作業場の近傍で働いている全ての労働者に、健康監視を拡大できる。これらの労働者に対する予防対策は、健康監視が義務化されている労働者に実施されているものと同様とする。

第 43 条—第 42 条で言及されている健康監視の拡大の内容及び実施結果は、職業病医学予防カウンセラー／医師によって確定される。医療労働監督署の医療労働監督官は、それらの報告を受ける。後者は、必要と判断した場合、新たな健康査定項目を課すことができる。

サブセクション 8.—特定カテゴリーの労働者に関する特別規定

第 44 条—このセクションでは、下記事項が適用される。

- 1 障害のある労働者の場合、雇用者は障害者の労働市場への復帰に関する 1963 年 4 月 16 日付法令の第 21 条§1.に従い雇用する必要がある。
- 2 2003 年 5 月 3 日付の王室法令に改定された「職場における若年層の保護に関する王室法令 1999 年 5 月 3 日第 12 条」で言及されている職場における若年層
- 3 母体の保護に関する王室法令 1995 年 5 月 2 日第 1 条に言及されている、妊娠中または授乳期にある女性労働者
- 4 当法令の第 2 条§1 第 2 段落 1 の d) 及び e) で言及されている、研修生、見習い、学生
- 5 派遣労働者の職業上の健康について対策を規定している王室法令 1997 年 2 月 19 日第 1 条で言及されている派遣労働者
- 6 当法令の第 4 条§2 で言及されている、地方の職業紹介所からの労働者

第 45 条—雇用者は、第 44 条で言及されている労働者が適切な健康監視を確実に受けられるよう必要な対策をとるものとする。

この健康監視の実施に関する条件は、第 44 条に言及されている特定カテゴリーの労働者に関する王室法令において詳細に規定されている。

第 46 条—上記の健康監視は、第 44 条で言及されている、脆弱で被害を受けることが多く、経験の欠如、身体的、精神的発達度の違いから特別なリスクを持つと思われ、保護及び健康監視に関する特別な対策をとる必要のあると言われる労働者の、特徴あるいは労働関係の性質について具体的に配慮するため定められたものである。

第 47 条—雇用者は、第 44 条で言及されているカテゴリーに属する労働者の採用を拒否することも、また彼らが単にかかるカテゴリーに属しているという事実だけをもって解雇することもできない。

セクション 6.—健康診断に関する職業病医学予防カウンセラー／医師の判定

サブセクション 1.—健康診断フォーム